

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 2 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700384号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700225号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和43年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和43年5月31日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

請求期間において、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、同僚の給与明細書及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における事業所別被保険者名簿により確認できる昭和43年4月の記録から、6万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も亡くなっているため、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について確認することができないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を昭和43年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年5月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700332号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700226号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年8月1日から同年12月1日まで

昭和56年10月から平成9年12月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和60年8月1日から同年12月1日までの厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者は、A社において、昭和56年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、昭和60年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、再度同年12月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録となっているところ、請求期間当時、同社が業務を委託していた社会保険労務士事務所に保存されている請求者に係る記録は、オンライン記録と符合していることが確認できる上、同社における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票において同年9月に請求者の健康保険被保険者証が社会保険事務所(当時)に返納されていることが確認でき、同月が厚生年金保険の被保険者資格の喪失年月日の翌月であることから、請求者が同年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとする記録に不自然さはない。

また、A社の事業主は、請求者に係る資料がないため、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求者の同僚7名に照会したところ2名から回答があり、そのうちの1名は、請求者がA社に勤務していたことを記憶しているものの、具体的な勤務期間は不明と回答している上、もう1名は、請求者が同社に勤務していたことについて記憶がないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において厚生年金保険の被保険者としての要件を満たしていたこと及び厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。